

FO-001: 森林経営活動

【吸収方法】

- 間伐等の適切な森林経営活動を実施することで、地上部・地下部バイオマスの炭素蓄積量が増加することや伐採された木材の利用に係る炭素固定により吸収量を確保する。

【主な適用条件】

- ① 森林法に基づき市町村長等に認定された森林経営計画の単位で森林経営が実施され、認証対象期間及びその後の10年間を通して森林経営計画の作成を継続する意思があること。
- ② プロジェクト実施地に主伐実施の林分を含む場合は、認証対象期間における吸収量の累計が正であること
※主伐による炭素蓄積の減少は排出量として計上。ただし、主伐後に再造林を計画する場合は当該林分が標準伐期齢等に達するまでの吸収量を主伐による排出量から控除することが可能。

【ベースライン 吸収量の考え方】

- 適切な施業が実施されなかった森林(ベースライン)の吸収量を0とする。
※日本国温室効果ガスインベントリ上、人為的な活動が行われていない森林の吸収量は算入対象外としているルールに整合

【主なモニタリング項目】

- 森林の施業(造林、保育、間伐、主伐)及び森林の保護(巡視等)が実施された樹種・林齢別の面積
- 森林の施業が実施された森林の地位(樹高等の計測により特定される、林地の生産力を示す指数)
- プロジェクト実施地から生産された製材用、合板用及び原料用の木材の出荷量

【吸収量の計算式】

- 【施業・保護実施面積 × ha当たり年間幹材積成長量(樹種、地位等から計算) × 拡大係数※ × (1 + 地下部率) × 容積密度 × 炭素含有率 × CO2換算係数】 + 【用材出荷量 × 加工歩留まり × 木材の密度 × 炭素含有率 × 90年残存率 × CO2換算係数】

※幹のバイオマス量に枝葉のバイオマス量を加算補正するための係数

【方法論のイメージ】

ベースライン

林分A
(間伐未実施)

林分B
(主伐適期)

森林施業が継続されなかった場合の吸収量
= 0 (算入対象外)

森林施業(造林、保育、間伐)、
森林保護(巡視等)により吸収量
を確保(※主伐箇所は排出)

プロジェクト実施後

林分A
(間伐の実施により森林の健全な成長を確保)

林分B
(主伐跡地に再造林を実施)

伐採木材
(炭素を固定)

地上部・地下部バイオマスの炭素蓄積増加量(再造林を行った場合には標準伐期齢等に達するまでの吸収量を計上可)
及び伐採木材の利用に係る炭素固定量を吸収量として算定